

平成 29 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号 2743 JASDAQ)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建
電 話 03-6731-3414

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 29 年 2 月 14 日付「(訂正・数値データ訂正)「平成 28 年 12 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」及び「(訂正・数値データ訂正)「平成 28 年 12 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」にて、お知らせいたしましたとおり、平成 29 年 3 月 30 日付で四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 6 百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

平成 28 年 12 月期 第 2 四半期 四半期報告書 (平成 28 年 8 月 15 日提出)

平成 28 年 12 月期 第 3 四半期 四半期報告書 (平成 28 年 11 月 11 日提出)

当社は、この度、証券取引等監視委員会より勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上